

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日は、
当たる翌日には、
休きがと日)

公布された規則のあらまし

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職に検査監を加えるとともに、副参事

の職を廃止することとした。(別表関係)

二 事務吏員をもつて充てる職のうち、体育主事の職を廃止することとした。

(別表関係)

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

一 県営鳥取空港内にあるセンター・プラザで営利を目的としない国際交流又は航

空振興のための行事を行う者に係る使用料を免除することができるようにする
こととした。(第十条関係)

二 空港内で営業しようとする者が許可を受ける際に要する添付書類のうち戸籍
抄本を住民票の写しに改めることとした。(様式第十八号関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

一 県立健康増進センターの体育施設の利用に係る回数券の額を次のとおり引き

上げることとした。

鳥取県立東 トレーニングホー の生徒	区		現 行	金額 (回数券一枚につき)
	児童又は中学校	現 行		
	九〇〇円	一、〇〇〇円	改 正 後	

煙地帯総合土地改良事業についてその事業名を煙地帯総合整備事業に改める
とともに、同事業に加えて新たに担い手育成煙地帯総合整備事業を創設し、当
該事業において受益者から徴収する各年度の分担金の額を工事費及び事務費の
それぞれ百分の十五に相当する額の合算額とし、併せて全体の事業名を煙地帯
総合整備事業に改めることとした。(別表第一 関係)

二　この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

一 県が管理する漁港の区域内の公共空地における占用料の額を次のとおり引き上げることとした。

二　水田農業確立排水対策特別事業及び基幹排水特別事業の事業名を水田営農活性化排水対策特別事業に、土地改良施設整備事業の事業名を基幹水利施設補修事業に改めることとした。（別表第一、別表第二一関係）

三　この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

区		分		建物		占用面積一平方メートルにつき一年		単位		現行		金額	
看板又は広告板		工作物の設置を伴うもの		送電塔		一本につき一年		八七〇円		一九〇円		二六〇円	
看板又は広告板		水管、下水道管、ガス管その他の管類		外径が〇・四メートル未満のもの		占用了面積一平方メートルにつき一年		八七〇円		一、〇〇〇円		一、〇〇〇円	
表示面積一平方メートルにつき一年		外径が〇・四メートル以上		外径が〇・四メートル以上		長さ一メートルにつき一年		六四〇円		一一〇円		一、六〇〇円	
四、二五〇円		六四〇円		三三〇円		一九〇円		一一〇円		七二円		一、一〇〇円	
四、四〇〇円		九五〇円		四八〇円		一九〇円		一一〇円		一、一〇〇円		二六〇円	
第一種電柱		第三種電柱		その他の柱類		街灯(電柱であるものを除く。)		一本につき一年		八七〇円		一九〇円	
第二種電柱		第三種電柱		その他の柱類		街灯(電柱であるものを除く。)		一本につき一年		八七〇円		一九〇円	

◇国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

二　この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

その他の工作物	占用地積一平方メートルにつき一年	一九〇円	二六〇円
---------	------------------	------	------

◆鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

一 知事が管理する海岸保全区域内における占用料の額を次のとおり改定することとした。

区		分		単位		金額	
				市の区域		町村の区域	
標識		塔類		現行改正後		現行改正後	
工作物の設置を伴うもの		塔類					
街灯(電柱であるものを除く。)		送電塔		一本につき一年	八七〇円	一、〇〇〇円	七七〇円
その他の柱類		広告塔		一本につき一年	一一二〇円	一、一〇〇円	一一一〇円
第三種電柱		その他塔		一トロリにつき一年	六八〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円
第二種電柱		外径が〇・四メートル未満のもの	占用地積一平方メートルにつき一年	六四〇円	一、〇〇〇円	七四〇円	一、〇〇〇円
看板又は広告塔	水管、下水道管、ガス管その他の管類の外径が一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上の一メートル未満のもの	占用地積一平方メートルにつき一年	四、二五〇円	四、四〇〇円	二、二二五円	一、一〇〇円
通路(橋を含む。)	水管、下水道管その他の管類の外径が一メートル以上のも	長さ一メートルにつき一年	三三〇円	一、四〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
建物	一本につき一年	六四〇円	九五〇円	一九〇円	一〇〇円	一四〇円	一、一〇〇円
その他の工作物	表示面積一平方メートルにつき一年	七九〇円	一、一〇〇円	五〇〇円	三三〇円	七一〇円	一、一〇〇円
	一トルにつき一年	四、一五〇円	四、四〇〇円	二、二二五円	一、一〇〇円	八五〇円	一、一〇〇円
	一九〇円	一一〇円	一五〇円	七〇円	九〇円	一一〇円	一、一〇〇円
	二六〇円	二二〇円	二一〇円	一八〇円	一八〇円	二一〇円	一、一〇〇円
	一三〇円	一一〇円	一一〇円	一〇〇円	一〇〇円	一一〇円	一、一〇〇円

◇河川法施行細則の一部を改正する規則

二 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

一 河川区域内における流水占用料及び土地占用料の額を次のとおり改定することとした。

1 流水占用料

区	分	単	位	金	額
現行	改正後				
工業又は鉱業のための流水占用	毎秒一リットルにつき一年				
五、三五〇円	五、七八八円				

土地占用税

区		分		単位		金		現行		市の区域		現行	
								改正後		町村の区域		改正後	
工作物の設置を伴うもの		第一種電柱		第二種電柱		第三種電柱		第一種電柱		第二種電柱		第三種電柱	
街灯(電柱であるものを除く。)		一本につき一年		八七〇円		一、六〇〇円		一、二〇〇円		六八〇円		七七〇円	
その他の柱類		一本につき一年		三〇〇円		一一一〇〇円		七四円		一一六〇〇円		一、六〇〇円	
水道管、下水管その他の管類		塔類		送電塔		占用面積二平方メートルにつき一年		六四〇円		一一〇円		二二〇円	
外径が○・四メートル未満のもの		広告塔		占用面積二平方メートルにつき一年		四、二五〇円		四〇〇円		二、二二五円		五三円	
外径が○・四メートル以上の一メートル未満のもの		他の塔		占用面積二平方メートルにつき一年		一九〇円		一〇〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円	
外径が一メートル以上のもの		のもの		長さ一メートルにつき一年		六四〇円		一、四〇〇円		五〇〇円		一、一〇〇円	
看板又は広告塔		塔		六四〇円		一、四〇〇円		一〇〇円		一、一〇〇円		一一〇円	
建物		通路(橋を含む。)		一本につき一年		七九〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円	
その他的工作物		占用面積一平方メートルにつき一年		四、二五〇円		四、四〇〇円		九五〇円		四八〇円		一、一〇〇円	
一九〇円		一九〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		五〇〇円		五〇〇円		一、一〇〇円	
二二〇円		二二〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		八五〇円		七一〇円		一、一〇〇円	
二三〇円		二三〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		九〇円		九〇円		一、一〇〇円	
一八〇円		一八〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		一一〇円		一一〇円		一、一〇〇円	

港湾法施行細則の一部を改正する規則

二　この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

八三

二 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

一 県が管理する砂防設備等の占用料の額を次のとおり改定することとした。

二 建築主事を置く市町村の区域に係る建築物の建築工事届及び除却届は、その建築物が当該建築主事の権限に係る建築物である場合には、当該建築主事を由して提出することとした。(第十四条関係)

規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取縣規則第二十號

職員の職の設置等に関する規則の一 部を改正する規則

我真(我)又真(我)見到呂口三(呂口三)九月又見到呂口三(呂口三)

二〇四

別表第一号由

中華體育主事

附
則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築設備等に係る定期検査の報告時期を検査証の交付日又は前回報告日から一年を超えない日まで（現行　毎年十一月三十日まで）とすることとした。

第六條關係

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日 金曜日

平成八年三月二十九日

「戸籍抄本」や「住民票の写し」に沿ふる。
様式第六号中「様式第6号」や「様式第6号（第9条関係）」、「殿」や「様」

鳥取県規則第111号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 西 尾 四 次

平成八年三月二十九日

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則を以て公布する。

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和四十一年七月鳥取県規則第三十七号）の一部を次の
ように改正する。

第十条の見出しを「（着陸料等の減免）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に
改め、同条第三項中「前」に「又は停留料」を「若しくは停留料又
は使用料」に改め、同条中同項を第四項として、第一項の次に次の二項を加える。

3 条例第十八条の規定により使用料の免除ができる場合は、センター・ラザで當利を
目的としない国際交流又は航空振興のための行事を行つ場合とする。

様式第一号中「様式第1号」や「様式第1号（第2条関係）」、「殿」や「様」に改
める。

様式第一号中「様式第1号の2」や「様式第1号の2（第3条関係）」、「殿」
を「様」に改める。

様式第一号中「様式第2号」や「様式第2号（第4条関係）」、「殿」や「様」に改
める。

様式第一号中「様式第3号」や「様式第3号（第6条関係）」、「殿」や「様」に改
める。

高等学校の生徒、	一、九〇〇円
学生又は一般人	一、七〇〇円

別表中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に
部を次のよう改正する。

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のよう改正する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 西 尾 四 次

平成八年三月二十九日

次

「一、一一〇〇円」を「一、五〇〇円」、「一、一〇〇〇円」を「一、五〇〇円」、「一、
六〇〇円」を「一、〇〇〇円」、「一、一〇〇〇円」を「一、九〇〇円」、「一、四〇〇円」を「
一、九〇〇円」、「一、八〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。
様式第五号中「様式第5号」や「様式第5号（第8条関係）」、「殿」や「様」
「年月日から」や「年月日時分から」、「年月日まで」を「
年月日時分まで」に改める。

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西尾邑次

平成八年三月二十九日

鳥取県規則第二十三号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徵収条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「水田農業確立排水対策特別事業」を「水田営農活性化排水対策特別事業」に、「土地改良施設整備事業」を「基幹水利施設補修事業」に改め、同表第二号を次のように改める。

		二 畑地帯総合整備事業
イ 担い手育成畑地帯総合整備事業		工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額
口 畑地帯総合整備事業		工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額
合算額		工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額

別表第一第二号中「基幹排水特別事業」を「水田営農活性化排水対策特別事業」に改め、同表第三号中「畑地帯総合土地改良事業」を「畑地帯総合整備事業」に改める。

別表第三第一号中「畑地帶総合土地改良事業」を「畑地帶総合整備事業」に改める。

附
目

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

鳥取県規則第二十四号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

			別表の二中「一九〇円」を「二六〇円」に、
一本につき一年		八七〇円	
占用面積一平方メートルにつき	三三〇円		
一年	六四〇円		
		第一種電柱	街灯（電柱であるものを除く。）
		第二種電柱	電柱
		第三種電柱	
その他の柱類			送電塔

に、「六四〇円」を「九五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の備考中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

塔類		街灯 (電柱であるものを除く。)		電柱	
塔類	広告塔	送電塔	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱
その他の塔			四、二五〇円	一、〇〇〇円	一、六〇〇円
一トールにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一トールにつき一年	四、二五〇円	六四〇円	八七〇円

五〇〇円	二、一二五円	六八〇円
二二〇円	一一〇円	一〇〇円
七七〇円	五三〇円	一〇〇円

五〇〇円	二、一二五円	六八〇円
二二〇円	一一〇円	一〇〇円
七七〇円	五三〇円	一〇〇円

に、「一三〇円」を「一〇〇円」

に、「一九〇円」

「四〇田」に、「三〇田」を「四八〇田」に、「五〇田」を「三六〇田」に、「

「二六〇円」に、「七八〇円」を「九〇円」に、
「一八〇円」に改め、同表の備考第六号中「備考五」を「前号」に改め、
「一九〇円」に、「一三〇円」を

同表の備考中、同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附
則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

八〇円	一〇円	二五円	〇〇円	二円	三円	四円	〇円	四円	田	〇
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	---	---

に、
「
を

第一種電柱		一本につき一年		一、〇〇〇円		七七	
第二種電柱		二、二〇〇円		二、二〇〇円		六〇	
第三種電柱		二、二〇〇円		二、二〇〇円		六〇	
その他の柱類		一本につき一年		一、〇〇〇円		七七	
塔類	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	四、四〇〇円	七二円	五	
その他	塔	一、四〇〇円	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇

別表の一中

鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

○円

「三一〇円」を「四八〇円」に、「一五〇円」を「三六〇円」に、
 「五〇〇円」を「六四〇円」に改め、

「一〇〇円」を「九五〇円」に、「七一〇円」を「七九〇円」に、
 「五〇〇円」を「六四〇円」に改め、

「一〇〇円」を「八五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、
 三五〇円」を「一、一〇〇円」に、「一一〇円」を「一五〇円」に、「七〇円」を「九〇
 円」に、

「一九〇円」を「一三〇円」に、「二六〇円」を「二一〇円」に改め、
 「一八〇円」に改め、

同表の備考第六号中「備考五」を「前号」に改め、同表の備考中同号を第七号とし、第
 二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を
 加える。

一 第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱と
 は、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱の
 うち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第二十七号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一中「五、三五〇円」を「五、七六八円」に改め、同表の二中

他の柱類	種電柱	種電柱	種電柱	種電柱	送電塔	(電柱であるものを除く)	一本につき一年				
							占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
一本につき一年	七二円	一、〇〇〇円	一、六〇〇円	二、二〇〇円	一、六〇〇円	四、二五〇円	六四〇円	五〇〇円	六四〇円	五〇〇円	六四〇円
	五三円	七七〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	二、二〇〇円	二、二五〇円	二、二五〇円	二、二五〇円	二、二五〇円	二、二五〇円	二、二五〇円

に、

を

塔類	塔類	塔類	電柱	街灯
----	----	----	----	----

広告塔

表示面積一平方メートルにつき一年	四、四〇〇円	一、一〇〇円
占用面積一平方メートルにつき一年	一、四〇〇円	一、一〇〇円

その他の塔

「一三〇円」を「一〇〇円」を「一九〇円」を「一四〇円」に、「三三一〇円」を「四八〇円」に、「一五〇円」を「三六〇円」に、「六四〇円」を「五〇〇円」を「一〇〇円」に、「一一〇円」を「一〇〇円」に、「一〇〇円」を「一九〇円」に、「一三〇円」を「二六〇円」に改め、同表の備考

別表(中)		電柱		街灯(電柱であるものを除く。)		一本につき一年	
塔類	広告塔	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	八七〇円	三三〇円	六八
その他の塔			五〇	六四〇円	二、二	四、二五〇円	六四〇円
一トロルにつき一年	六四〇円		五〇	六四〇円	二、二	四、二五〇円	六四〇円

第七号中「備考六」を「前号」に改め、同表の備考中同号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の二号を加える。

二 第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県規則第二十八号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

「一、一〇〇円」に、「一一〇円」を「一五〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に、「一九〇円」を「一三〇円」に改め、同表の備考

塔類	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	その他の柱類	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
その他の塔					一、四〇〇円	四、四〇〇円	一、一〇〇
一トロルにつき一年	一、四〇〇円	四、四〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	一、六〇〇円	一、二二〇	一、六〇〇
一、一〇〇	一、一〇〇	七〇円	五三	五三	七〇円	一、一〇〇	一、一〇〇

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

円	円	円	円	円	円	円
に、「 一三〇円 」を「 一九〇円 」に、	「 一〇〇円 」を「 一四〇円 」に、					

「三三〇円」を「四八〇円」に、「一五〇円」を「三六〇円」に、「六四〇円」を「九五〇円」に、「七一〇円」に、「七九〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「九五〇円」に、「八五〇円」に、「四、一五〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、一二五円」を「一、一〇〇円」に、「一、一〇円」を「一五〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に、「一九〇円」を「一三〇円」を「一六〇円」に、「一八〇円」に改め、

鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

鳥取県規則第二十九号

鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表第二の二中

塔類	電柱 (電柱であるものを除く)	一本につき一年 三三〇円	八七〇円
街灯 (電柱であるものを除く)	一本につき一年 三三〇円		
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年 六四〇円		
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年 四、二五〇円		
その他の塔	占用面積一平方メートルにつき一年 六四〇円		

円に、「一九〇円 一三〇円」を「二六〇円 一八〇円」に改め、同表の備考第六号中「備考五」を「前号」に改め、同表の備考中同号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げる、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

第一種電柱とは、電柱のうち二条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取縣規則第三十号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次の
よう改正する。

第六条第四項中「毎年十一月三十日まで」を「法第八十七条の一第一項において準用する法第七条第三項の検査済証の交付日又は前回報告した日から一年を超えない日まで」に改める。

「一、一〇〇円」に、「四、一五〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一五〇円」に、「七〇円」を「九〇

前項の規定にかかるわらず、法第十五条第一項の規定による届出は、市町村が建築主

事を置いている場合には、当該建築主事を経由してしなければならない。ただし、届出に係る建築物が当該建築主事の権限に係る建築物であるとき有限る。

別表第二中「(第十三条関係)」を「(第十四条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。